

アメリカ・インディアンと死刑

——国際先住民年によせて——

辻 本 義 男

一 はじめに

一九九三年は、先住民の権利の回復を目的として、国連の先住民作業部会の提案に一五〇か国が賛成し、世界の先住民が直面する問題の解決を支援するために国連総会による決議で定められた国際先住民年 (International Year for the World's Indigenous People) である。国連がこのような決議を行ったことは、先住民を抑圧しつづけてきた世界史のなかで画期的なことである。

第二次世界大戦後の人権意識の高揚期においても、先住民の人権に対する意識の向上は見られなかった。しかし、事態は先住民自身による行動によって徐々に変化をみせてきた。一九六〇年代には、アメリカで全米インディアン会議が開かれ、一九七七年には、ジュネーブでの先住民会議で「西半球の先住民の権利防衛宣言」が採択され、一

九八二年のカナダ憲法では先住民の権利が考慮された⁽¹⁾。そして、先住民の人権を擁護する各国の政策の見直しを求めて、国連の小委員会に対して差別撤廃が、また、国連人権委員会に対しては少数民族の保護が訴えられた。こうした動きの中で、国連は国際労働機構 (International Labour Organisation: ILO) を中心に、先住民問題に取り組む団体を組織し、さまざまな活動を行ってきた。国連経済社会理事会でもいくつかの先住民団体とともに、先住民の要求を実現させる努力を重ね、人権小委員会の中に先住民に関する作業部会を設けて、一九八三年から検討を開始し、一九九〇年一月一八日の国連総会決議で一九九三年を国連先住民年とし、人権、環境、開発、教育などの諸方面から問題解決のための国際協力を促進することを決定し、国際先住民宣言の完成とともに国際先住民年を迎えることができたのである。

ところで、先住民あるいは先住民族とは、独自の文化や宗教、社会や経済形態をもつ原住民の子孫をさすが、国連先住民族に関する作業部会によって採択された定義によれば「別の地域から異文化、異なった民族的起源を有する人々がやってきて、地元住民を支配、定住その他の手段によって圧倒し、彼らの人口を減少させ、非支配的な立場、もしくは植民地的な状況へ追い込んでしまった時代に、現在の居住地域かその一部地域に生活していた人々の現存する子孫たちのことである。先住民は現在、主として支配的な人々の集団の民族的、社会的、文化的特徴を取り入れた国家構造のもとで、彼ら自身を取り込んでいる諸制度よりはむしろ、彼ら自身の社会的、経済的、文化的習慣や伝統に従って生活していることが多い⁽²⁾」とされる。そしてこの先住民は、現在、約七〇か国に三億人いて、言語、文化、地理的に五、〇〇〇種族以上のグループが生存しているといわれている。

一九九二年は、ヨーロッパ人のアメリカ大陸渡来五〇〇周年であった。アメリカ・インディアンの歴史は、ヨー

ロップパ人との接触以前の独自の文化の創造の時代と、接触以後のその文化の破壊に對する抵抗の時代に大別されるが、ヨーロッパ諸国のアメリカ・インディアンに對する接触の仕方の特色について、一九世紀のアメリカの歴史家フランシス・パークマン (Francis Parkman) は「スペイン文化はインディアンを庄殺した。イギリス文明はインディアンをさげすみ無視した。フランス文明はインディアンを抱擁し、いつくしんだ³⁾と表現した。しかし、このようなヨーロッパ諸国の接触の仕方は、それぞれの国民性や文明によるといふよりも、経済的な必要性や諸部族との力関係等によりさまざまに変化したものとおもわれる。以下において、このような状況下にあるアメリカ合衆国におけるアメリカ・インディアンと死刑の問題において、どのような政策が選択されているかを、とくに人權擁護の観点から明らかにしたい。

二 アメリカ・インディアンとアメリカ合衆国

一 アイデンティティの確立へ

ヨーロッパ人が初めて現在のアメリカ合衆国に到達したころ、そこには四〇〇以上の独立国家が繁栄しており、約一〇〇万の先住民がいたとみられる。彼らは、アメリカ大陸の北端とアジア大陸の北端が、いまのベーリング海峡のところをつながり、地つづきであったところにアジアから渡ってきた人びとの子孫であると考えられている。アメリカ大陸にヨーロッパの影響が及びはじめた一四九二年以前の先住民の人口については明確ではないが、ある者は、一四九二年の先住民の全人口は一、五六〇万以上であったとしている。ただ、大規模な病氣と殺戮とが人口を減少させ、「滅びゆく民」とまで白人にいわれたインディアンは、一九〇〇年には約二四万人にまで人口が減少した

が、インディアンに滅亡がありえないことを彼ら自身が証明し、一九〇〇年以降、人口は増加傾向をみせ、とくに一九五〇年にはじまった人口の急上昇は現在も進行中である。しかも他民族とちがって国外からの移民による増加がないので、まさに「人口爆発」⁽⁴⁾と呼ぶにふさわしい現象をみせ、その人口は一五〇万人にまで増加した。そのほとんど三分の一は一五歳未満のものである。インディアン人口のほとんど半分は、インディアン保留地 (Indian reservation land) あるいはその近辺に居住している。今日、二七州で五、二四〇エーカーにわたって、約三〇〇のインディアン保留地がある。

アメリカ・インディアンは平均余命が短く、平均してインディアンでない者の三分の二である。失業率はこの国の少数民族の中で最高で、多くの保留地では七〇パーセントを超えている。インディアンは国民の平均所得以下であり、住宅も教育も平均以下であつて国民のレベルにはまだ遠く及ばず、一九七七年五月、アメリカ・インディアン政策再調整委員会 (American Indian Policy Review Commission) は連邦議会への報告書の中で、アメリカ・インディアンは「われわれの社会で最も貧困で、恵まれない者たちである」と結論した。⁽⁵⁾

アメリカ合衆国のインディアンが今日直面している問題の中に、連邦政府による厳しい規制と、人種差別、アルコール中毒、失業、そして住宅、健康および教育とが組み合わさった問題がある。アルコール中毒は、今日のインディアンのもつとも厳しい問題であると考えられている。近年、この状況はすこしは改善されてきたが、経済的な生き残りは、連邦政府の援助なしでは困難である。実際、今日のインディアンの生活は合衆国の諸機関の監督下におかれている。連邦政府の官僚によるインディアン政治は、一九七七年には、一九人のインディアンに対して一人の政府職員がいたといわれるくらいであった。さきのアメリカ・インディアン政策再調整委員会は、インディアン

計画を行っている連邦政府の諸機関の施策は効果的でなく、不必要に複雑で、保護的で、センスに欠け、民族の自治に対立するものであると報告したが、それは一〇年後、アリゾナ・リパブリック紙 (The Arizona Republic) が行った詳細な調査報告によっても裏書きされた。⁶⁾

今日のインディアンが直面する決定的な問題は、政治上の地位に必然的に伴うすべての権力と権威をもった政治的な実在物として、その存在を留保することである。現在、インディアンの法的地位に関する団体は、民族の政府の地位と権力を再定義し、インディアンの権利を強化し、過去二世紀にわたって条約で保障された土地、水その他の資源に対する民族の歴史的な要求を主張して、多くの画期的な訴訟を行っている。

二 歴史

多くのインディアンの部族は、新しく到達したヨーロッパ人が彼らの土地に居住することを認めたため、ヨーロッパの物品をインディアンの土地や友情と交換する条約や取決めが移住者とインディアンとの間で結ばれた。ヨーロッパから移住してきた者たちは、先住民の積極的な援助や保護なしに移住地で生き延びることはほとんどできなかった。

一七八七年から一八二八年にかけては、インディアンの部族は外国の主権国家と同等の地位をもつと考えられていた。一七八九年に議会で批准された一七八七年の北西部条令 (Northwest Ordinance)⁷⁾ は「最高の誠意がつねにインディアンにむけてみられなければならない。彼らの土地と財産は、彼らの同意なくして彼らから取ることはできない」と宣言した。一七八七年から一八七一年の間に、合衆国は数百の条約をインディアンの部族と締結した。そしてほとんど常にインディアンは約束と引換えに土地を引き渡した。その約束には、合衆国は部族のために居住地

を創設し、個々の構成員を保護するという保障が含まれていた。

一八二二年に始まった「米英戦争」の勝利で、アメリカは北西部におけるインディアンの脅威を取り除くことができ、さらにインディアンと結んだイギリスの勢力も排除することができ、多くのアメリカ人はアメリカ大陸の主人公は自分たちであるという考えを強めていった。そして一八三〇年に、ミシシッピ川以東に居住していたインディアン諸部族にその領土を明け渡させ、彼らをミシシッピ川の西部に移住させる権限を大統領に与えたインディアン強制移住法 (Indian Removal Act) が連邦議会で成立した。この結果、一八三二年から一八四三年の間に、数万の東部のインディアンをミシシッピ川以西に強制移住させた。一八三八年、強制移住に応じようとしなかったチェロキー (Cherokee) 族は、軍隊の手で立ち退かされ、オクラホマまで約四〇日の行程を裸足で歩かされ、この悲惨な旅路——涙の旅路 (Trail of Tears) ——で一四、〇〇〇人のうち四、〇〇〇人が疲労と寒気で命を落とした。

一八八〇年ごろから、インディアンに同情を注ぐ空気が拡がり、急速なインディアンの文明化や部族の解体などに反対の運動や世論が盛り上がってきた。このような機運に押されて一八八七年に制定された一般土地割当法 (General Allotment Act) は、指定居住地に住むインディアンに市民権と土地を与えることを定めたが、それは部族を解体し、インディアンの保留地を廃止し、白人社会にインディアンを強制的に同化させることを意味した。インディアン自身の社会生活と生活が否定され、同化を強いられたインディアンは、新しい制度や生活になじむことができず、分配された土地を手放したり、騙し取られたりする者も多く、農耕に従事したものの白人の農民に対抗することも不可能であり、市民権を得てもそれは名目的なものであるという厳しい差別に直面し、またまた土地も生活も法律によって奪われる結果となり、インディアンの土地は一億三、七〇〇万エーカーから五、二〇〇万エーカーに

まで減少し、インディアンの状況はまったく改善されることはなかった。

一九三〇年代初めに、一般土地割当法がインディアンの保留地を破壊し、彼らの文化や福祉も破壊することが広く認識されるようになり、一九三三年にインディアンの土地の売買の停止、教育の機会の増大などの措置がとられ、翌一九三四年六月に、議会は「インディアンの経済生活を復興させ、一世紀にわたる抑圧と保護によって破壊された主導性を進める機会を彼らに与える」ことを目的としたインディアン再組織法 (Indian Reorganization Act) が制定された。この法律は、土地を個々のインディアンに割り当てることを禁じ、土地を持たないインディアンには土地を与え、各部落に大幅な自治を認め、資源保護や経済的事業に政府が援助を与えることを柱にしたものであった。従来の方策は、部族解体を中心にインディアン個人を白人に同化させることを前提としていたが、インディアン再組織法は部族の存在と役割を認め、固有の文化を価値あるものと認めはじめたのであった。

しかし、政策はふたたび変更され、一九五三年に連邦議会の下院は「終結」(termination) と呼ばれる決議を採択し、「諸部族を」連邦政府の管理、統制から解放し、インディアンだけに適用されている無権利状態や制限から解放し、インディアンはアメリカの他の市民と同じ法律のもとで同じ権利と責任をもち、被後見人としての地位から解放されることを明らかにした。その結果、一九五三年から一九六三年の間に、連邦議会は百を超える部族に対する援助を打ち切った。しかし、合衆国のインディアン政策は、ジョンソン (Johnson) 大統領が「われわれは最初のアメリカ人が、アメリカ人としてその権利を行使している限り、インディアンの権利を認めなければならない。われわれは選択の自由および自治の権利をも認めなければならない」と宣言した一九六八年に、またまた変更された。一九七〇年にニクソン (Nixon) 大統領は「終結」政策を明確に非難して、いまや政府の目的は「インディアンのコ

ミニユティの意識を脅かすことなく、自治の意識を強化すること」であると述べて「連邦管理の終結のない民族自決」を公約せざるをえなくなった。この方針は一九七五年に、インディアンの強い欲求に応え、政治と教育に対するインディアン参加を最大限に認めるものとして「インディアンのための計画と行政を連邦政府の支配から、整然とインディアンによる効果的かつ意味ある参加へ移行させる」インディアン自決権・教育援助政策として具体化された。連邦最高裁判所は一九八三年に「部族と連邦政府の双方は、部族自治の増進の目的と数多くの連邦の制定法の目的を実現するためにかたく協力する⁽⁸⁾」と判示した。

合衆国のインディアン政策の未来は予測できない。過去四〇年間だけでも、議会はそのインディアン政策を三度も大きく変更した。現在の政策は部族の自治の強化を目的としているが、これもいずれは大きく変化するであろう。

三 土地の権利

連邦最高裁判所は、連邦議会がインディアンの条約上の権利を破棄したときは補償しなければならないと判示しているが、実際、金銭的な補償はその居住地や聖地を失った者に対してはほとんど補償にならなかった。一九八〇年に、最高裁判所は聖なるブラック・ヒル (Black Hill) を失った補償として一億ドル以上をスー (Sovon) 族に与える判決をくだしたが、多くのスー族は連邦政府に補償金を留保させ、土地の返還をもとめて訴えた。しかし、裁判所は部族の土地を奪った議会の問題に介入することを拒んだ。⁽⁹⁾

部族の土地と天然資源の保護は、部族の存在と密接に関係していた。部族を支える十分な天然資源なくして、部族の存在を維持することは困難である。最近の成功した訴訟は、インディアンが土地、水の権利、狩猟や漁猟の権利を維持し、管理することに役立っている。一九八〇年には、パサマクオディ (Passamaquoddy) 族への三〇万エー

カーという合衆国の歴史で最大の土地の返還が行われた。

四 刑事司法

インディアンの諸部族は、ヨーロッパ人が移住してくるかなり前から独自の刑事司法制度を持っていた。一九世紀末まで、保留地のインディアンが他のインディアンに対して犯した犯罪の処罰は部族の手にだけ委ねられていた。部族は通常、主として犯罪人の拘禁よりもむしろ公開の場における侮蔑、あるいは傷害を加えられた被害者に対する損害賠償の支払いによって犯罪を処理し、より極端な場合には追放が行われた。死刑が科せられることがあっても処刑は稀であり、死刑はヨーロッパからの移住者によってこの国に紹介されたといえる。

連邦政府は、一八八五年までは一般にインディアンの部族の伝統的な司法制度に介入しなかったが、クロウ・ドッグ (Crow Dog) とこう名のインディアンがブルール・スー (Brule Sioux) 族の酋長スポッティド・テイル (Spotted Tail) を殺害して有罪を宣告されたときに介入が始められた。最初、クロウ・ドッグは彼の仲間によって裁かれ、部族の慣習に従って被害者の家族に損害賠償を支払うよう命じられた。連邦政府はこのクロウ・ドッグに対する刑が適切でないと考え、彼を連邦裁判所に起訴し、死刑を言い渡した。クロウ・ドッグは連邦最高裁判所に上訴し、合衆国の公務員はインディアンの保留地で生じたインディアンの犯罪を起訴する権利を有していないと争った。最高裁判所は政府はインディアンの間で犯された保留地での犯罪には管轄権を有していないとして、彼の釈放を命じた。連邦議会はこの判決に驚き、重犯罪法 (Major Crimes Act, 1885) を制定した。この法律は、インディアンがインディアンの領地にいる者あるいはその他の者の身体もしくは財産に対し犯した主要な犯罪——謀殺、故殺、強姦、殺害の意図での傷害、放火、押込み盗および窃盗——につき連邦政府に管轄権を与えたものである。この法律はそ

の後数回改正され、現在一二以上の犯罪をカバーしている。この法律は部族の自治を縮減し、部族が重大犯罪を効果的に処理することをほとんど不可能にした。部族の裁判所は言い渡すことができる刑罰を厳しく制限され、部族による法執行は連邦政府から適切な財政的支持を得られなくなった。

一九八七年の報告書によれば、保留地内での暴力犯罪率は、合衆国全体のその二倍である。謀殺や強盗のような重大な犯罪に対しては、六つの法執行機関と三つの別個の裁判所制度が潜在的な管轄権を有しているので、インディアン保留地における謀殺は未解決のまま残されているものが多い。

刑事管轄権は、合衆国のインディアン法の領域でもっとも複雑なものの一つである。インディアンは同じ犯罪でも一般市民と別個に扱われる。たとえば、保留地で誰かを殺害したインディアンはさきの重犯罪法により連邦政府によって処罰されるが、保留地で非インディアンを殺害した非インディアンは、州法によって罰せられるだけである。連邦最高裁判所は、重犯罪法によって、同じ犯罪を犯したインディアンが非インディアンより重い刑罰に服するようなことがあっても、違憲でないと判示している。

一九七九年に行われた連邦議会に対するアメリカン・インディアン宗教自由法報告書は、先住アメリカ人の逮捕率と拘禁率は異常に高く、この国の他の帰属意識が明確なグループの中では最高であると述べている。一九八八年の連邦および州の刑務所の収容者は、アメリカ・インディアン、先住アラスカ人および先住ハワイ人が、多くの州の刑務所で平均以上の率を占めていた。インディアンの囚人が特に高い割合で占めているのは、モンタナ州(州人口に占める割合が四・八パーセントであるのに対し刑務所収容者は一九・四パーセント)とサウスダコタ州(対州人口率が六・五パーセントであるのに対し二五・パーセント)である。

五 宗教

「新世界」(一四九二年一月二日)の最初の日に、コロンブス(Christopher Columbus)は出会った原住民のことを「彼らは良い召使になり、そして良き知性を持っているに違いない……。彼らは宗教をもっていないようなので、容易にキリスト教に帰依するであろう。神に祝福あれ。私は、話すことを学ばせるために、出発の際に女王のために六人を連れてゆこう」と書いている。

キリスト教徒への改宗は、ヨーロッパの移住者と北アメリカの先住民の間の関係の基礎となり、「野蛮な」インディアンをキリスト教の市民とし、伝統的な生活様式から引き離すことが合衆国のインディアン政策の核となった。ジャクソン(Jackson)大統領はそのインディアン移動政策を、インディアンの改宗、文明化という名で正当化しようとした。政府のインディアン機関に雇用されたキリスト教の使節は、約一〇〇年の間合衆国のインディアン政策と一体化して活動した。政府はインディアンを変革するために、保留地をさまざまな名称で政府の監督下においた。インディアンは一九二四年に合衆国の市民権を与えられたが、一九三四年まで政府は彼らの宗教の自由の権利を認めなかった。一九七八年に、アメリカ・インディアンの宗教的な行為の地位を明確化するため、連邦議会は礼拝を含むインディアンの宗教の自由を保護する必要を明確に認めた「アメリカ・インディアンの宗教の自由法」(American Indian Religious Freedom Act, PL95-341)を上下両院の合同決議で可決した。この法律は、

「先住アメリカ人に、聖地に近づき、聖なるものを用いかつ所持し、儀式および伝統的な祭礼により崇拜する自由を含む、信仰、表現、およびアメリカ・インディアンの伝統的な宗教に関する天賦の権利を保護する」とが合衆国の政策でなければならない。」

と宣言した。

議会の聴問会は、政府がインディアン⁽¹⁴⁾の伝統的な宗教的な行為に無知であったために多くの問題が生じていたことを明らかにしたが、この法律は、その侵害者に対してなんらの刑罰も定めず、公有地の聖地における宗教的行為および儀式の執行に関するインディアン⁽¹⁵⁾の権利の保護につき何らの規定も設けなかった。

一九八七年に連邦最高裁判所は、刑務所規則が刑務所の運営の合理的な正当化のためであるならばその規則が宗教的行為を侵害するようなことがあっても有効であると判示した。この判決はパイプの儀式やスチームバスや長髪などの、特別の例外を求めて宗教的行為を行いたいとするインディアン⁽¹⁵⁾の囚人に非常に密接な関係をもつものであった。

三 アメリカ・インディアンと死刑

全国にいる二、六〇〇人を超える死刑囚の数とは比較にはならないが、一九九二年七月現在、一三州にインディアン⁽¹⁶⁾の死刑囚が四五人いた。多くは起訴時の人種的な分類にのみ依存しているので、その人種的な正確な出自を得ることは困難であり、全州の正確なインディアン⁽¹⁶⁾の死刑囚の数を得ることができない。たとえば、カリフォルニア州では、統計に示された一三人より多いインディアン⁽¹⁶⁾の死刑囚がいるようであり、アメリカ・インディアンが「ヒスパニック」あるいは「その他」と分類されている場合もみうけられた。

アムネスティ・インターナショナルは、一九九二年に「アメリカ合衆国——人権とアメリカ・インディアン」と題する報告書を公表した。これは、四五人のアメリカ・インディアン⁽¹⁶⁾の死刑囚のうちの二七人のケースと、死刑判

決がのちに覆された三つのケース——一件は再審により謀殺が無罪となったものであり、他の一件は、有罪について疑問があるという理由で処刑直前に特赦が認められた例であり、三件目は、謀殺がインディアンの土地で犯されたことが判明し、当該州（オクラホマ州）がこの事件につき管轄権を有せず、起訴すべきでなかったものであった——および人権問題を検証したものである。以下において、この報告書に基づいてアメリカ・インディアンと死刑の問題を概観することにする。

一 州法における死刑

さきのアムネスティ・インターナショナルの調査によれば、三七の事件で謀殺の被害者の人種を明確にすることができた。その大部分で、死刑は白人が被害者の謀殺（三三件）に科せられていた——これらのうち二二件は、単数の白人の被害者であり、一件では複数の被害者であった。インディアンを含む、少数民族の者を殺害して死刑を宣告されたのは四件のみであった。そのうちの三件は、二人のインディアンが一人の被害者を殺害したものである。モンタナ州で、レスター（Lester）とバーン・キルズ・オン・トップ（Yern Killson Top）の二人の兄弟が、一人の白人男性の被害者の謀殺に関与したとして別個に裁判に付され、裁判地を白人人口が優勢な地域に移され、全員白人からなる陪審により有罪とされ、死刑を宣告されている。

インディアンの死刑囚については、多くの場合に身体的な虐待、幼児期の放置や遺棄の証拠がみられ、その生い立ちは圧倒的に深刻なものである。ノースカロライナ州とオクラホマ州のインディアンの死刑囚の大部分は、平均以下の知能であることがわかった。知能指数六八のインディアンの被告人の場合、手助けなしに公衆電話もかけられず、自身の身体の機能をコントロールするのも困難であった。この被告人に対し一九八五年に行われた謀殺罪に対

する量刑段階で、陪審は死刑を科すかどうかで二度も一対一で行き詰まっていたが、結局は陪審が翌日——それはクリスマス前の土曜日であった——に審議継続のために再度招集すると圧力を加えられた結果、どうにか死刑を答申したというものであった。

検証された二七件の事例の多くで、被告人が精神病あるいは脳障害に罹っていることを示す証拠が見出された。精神病院の閉鎖施設から退院した直後に白人女性を強姦し、殺害したとして有罪を宣告されたカリフォルニア州のインディアン被告人の場合、少年期の精神障害に起因する性犯罪であり、慢性的精神分裂病と診断されていた。この被告人は、五歳のときにトラックに轢かれ、昏睡状態で二九日間を過ごした。この事故の結果、不可逆性の重大な脳障害をこうむり、健康状態を維持するために多量の抗精神病薬を必要とした。一九八二年の裁判の際に、弁護士は、長期に及ぶ彼の精神病に関する病歴記録を検討した結果、州が病院から彼を退院させたことに過失があったと主張した。彼に宣告された死刑判決は、一九八八年にカリフォルニア州最高裁に対する直接上訴でも維持されたが、裁判官の一人のスタンレー・モスク (Stanley Mosk) 判事は、死刑を科すことに反対し、検察側と弁護側が、犯行日以前の被告人の精神病に関して実質的に合意していたとして「彼(上訴人)の個人的および道徳的な有責性は、極刑を科すことを州が承認するほど重大なものではない」と主張した。⁽¹⁷⁾

さらに、アルコール依存に関し、胎児期アルコール症候群 (Foetal Alcohol Syndrome: FAS) ——胎児期に母親がアルコールを飲用したことによる心身障害——がいくつかのケースでみられた。一九九二年四月二一日にカリフォルニア州で処刑されたロバート・アルトン・ハリス (Robert Alton Harris) は胎児期アルコール症候群であったといわれている。彼の両親はアルコール中毒で、インディアンであった母親は懐胎中ずっとアルコールを飲用してい

た。ハリスは胎児期アルコール症候群のいくつかの身体的および認知的特性を示していた証拠がある。

また、検証した二七件のうちのすくなくとも二件は、ベトナム戦争に従軍したインディアンが復員してから重い精神病にかかり、その犯した謀殺はこの事実 directly に帰することができるとおもわれるものであった。

アルコール依存、薬物濫用および吸入薬や他の科学物質の常用癖が、大部分の犯罪の要因であることも明らかにされた。あるインディアンの被告人は、一〇歳で有機溶剤のガスの吸入を始め、その生育史は、精神病、脳障害、器質的脳障害および精神遅滞に関する広範囲な証拠を示し、慢性的な薬物およびアルコールの濫用は、意識喪失、自殺企行および精神病にいたった。父親は、自分の子供を殴打する暴力的なアルコール中毒者であり、家族がある時には、一〇人の子どもと二人の大人が一部屋のアパートに住んでいたこともあるという絶望的な貧困の中で成長した。彼が白人の老女を殺害して一九八四年に宣告された有罪と死刑は、一九八八年に手続的な理由で破棄されたが、四か月後、「緩解期にある慢性の精神病」であるとされ、薬物療法が継続されれば精神能力が回復するとされて、再度の審理が一九八九年に行われ、ふたたび有罪とされて死刑を宣告された。

検証した大部分のケースで、インディアンの被告人は裁判所選任の弁護士に弁護されていた。あるケースでは、関連する情報が法廷に提出されなかったので、陪審は被告人の障害のある精神能力、あるいは貧困の、あるいは虐待された生育史を考慮する機会が与えられなかった。また、軽減証拠がほとんど、あるいはまったく提出されなかったケースもある。そして常に、有罪決定後の上訴で、裁判時に提出されるべきであった多くの新しい情報が明らかにされた。

死刑に直面しているインディアンの被告人のケースに関するアムネスティ・インターナショナルの調査結果は、

アメリカ合衆国の他の死刑囚にも適用できる。合衆国の死刑法は、死刑は最悪の犯罪と最も咎めるべき犯罪者に公正に適用されることを保障しようとした保障条項を含んでいる。しかし、この報告書が検証した二七のケースのそれぞれは、そのような保障条項が実際には充たされていない証拠を提出した。とくに、死刑はもつともしばしば白人の被害者の謀殺にかかわるケースで求刑され、言い渡されているという議論を一層明確に支持するものであった。以下に代表的なケースを紹介する。

(a) ロナルド・リー・ディーレ (Ronald Lee Deere) のケース (カリフォルニア州)

スー・チャクトウ (Sioux-Chocaw) 族インディアンで、一九八二年にカリフォルニア州で死刑を宣告されたディーレは、ガールフレンドの家族三人を射殺して有罪を宣告された。ガールフレンドとの関係が終わりを告げたことで憂鬱になり意気消沈して犯行を犯したのであるが、その際に薬物あるいはアルコールの影響下にあったといわれている。後に深い良心の呵責におそわれ、有罪を申し立て、裁判の量刑段階で陪審に対する権利を放棄し、死刑を求め、法廷に軽減証拠を提出する弁護人を拒否することで死刑を言い渡してもらおうとした。彼の弁護人もその希望に従った。しかし、ディーレに言い渡された死刑は、公判時に軽減証拠が提出されなかったという手続的な理由で上訴が破棄された。一九八六年の再度の量刑審理では、いくつかの軽減事由が提出された。ある精神医は、この謀殺は計画されたものではなく、ストレスと薬物が引き金となった「憤怒反応」によるものであったという意見であったが、再び死刑を言い渡され、その有罪の決定と死刑判決に対する直接上訴が一九九一年に認められた。しかし、ディーレはその上訴を取り下げ、処刑されるように望んだが、ふたたび上訴を維持するように説得された。現在彼を代理している弁護人は、ディーレは精神遅滞、パラノイア、器質的脳障害、薬物依存およびアルコール中毒

を含むさまざまな障害を抱えているとしている。

(b) アンソン・アベリー・メイナード (Anson Avery Maynard) のケース (ノースカロライナ州)

ノースカロライナ州ダン (Dunn) 出身のコハリエ (Coharie) インディアンのメイナードは、一九九二年一月一日に特赦が認められ、死刑が仮釈放なしの終身刑に軽減された。メイナードは、一九八一年の白人男性ステイブン・ヘンリー (Steven Henry) の謀殺で、現行のアメリカ合衆国死刑法により処刑される最初のインディアンとして一九九二年一月一七日に致死薬注射によって処刑されることになっていた。ジェームス・マーチン (James Martin) 州知事は、メイナードと犯罪とを結びつけるいかなる身体的証拠もなく、唯一の証人は謀殺の共犯者で検察側から免責を認められた者であるとして、その有罪につき疑いがあるとして特赦を認めたのである。一九七六年にノースカロライナ州で死刑が復活されて以来、州知事が特赦を与えたのはこれが最初であった。

一九八一年六月一三日に殺害された被害者のヘンリーは、記録によれば、ゲイリー・バラード (Gary Bullard) の運転しているトラックに乗っているのを目撃されたのが最後であった。ヘンリーの死体はケイプ・フィアール川 (Cape Fear River) で発見された。白人男性のバラードは殺人に係わったことは認めたが、メイナードが実際に殺人を行ったのだと主張し、謀殺で起訴されたメイナードに不利な証言をすることと引換えに免責された。

メイナードは無実であると訴え続け、州が申し出た第二級謀殺——死刑の可能性を排除し、一〇年経過後に仮釈放の資格を得ることができる——で有罪を認める機会も拒否した。バラードとその妻、および犯罪に係わったことを認めた者の証言に基づいてメイナードは起訴されたが、証言した者たちはその証言の見返りに起訴を免れた。弁護側の四人の証人は、メイナードは犯行時とされる時に犯行現場にはいなくて Fayetteville) の酒場に

いたことを証言した。

公判で夫と共にメイナードに不利な証言をしたバラードの妻のボニー (Bonnie) は、一九八二年にその証言を取消し、夫が殺人を行ったのだと話したといわれる。ボニーはヘンリー殺害の真相を明らかにする意図があったようであるが、そうする前に夫と共に交通事故で死亡した。

一九九二年一月一〇日、特赦による減刑を公表する声明の中で、マーチン州知事は「すべての主張と反論を広く検討した結果、私はアンソン・メイナードがステイブ・ヘンリー殺害の引き金を引いたと確信することができなくなった。そればかりか私はメイナードは全く無実であると確信するにいたった……。私は真実に到達した陪審に感謝する。一九八一年に陪審に提出された証拠には多くの矛盾する部分があるが、われわれは、陪審が見たり聞いたりして達したその当時の決定を尊重する。しかし、私の決定が陪審の下した量刑を変更するのは、時間の経過による利益によるものであり、当時の陪審が利用することができなかった情報によるものである。ヘンリーの殺害にメイナードが関与した程度が、死刑を正当化するに十分に明確かどうかについては、私の心のなかに合理的な疑いが生じた。私はメイナードに言い渡された死刑を仮釈放なしの終身刑に減刑する。特赦権が知事に与えられているのは、このようなケースに対してである」と述べた。

(c) ダライエス・クラバット (Darius Cravat) のケース (オクラホマ州)

チカソー (Chicasaw) インディアンのだライエス・クラバットは、白人男性のジェームス・デル・バーネット (James Dale Burnett) の謀殺で有罪とされ、一九八六年五月一日に死刑を宣告された。バーネットはクラバットの家族の土地で、一九八五年一〇月二三日に殺害されていた。州の裁判所における公判後、連邦裁判所がオクラホマ

州はこの土地（インディアンが割当を受けた土地）に対し管轄権を有していないことに気付き、そこで犯された犯罪につきクラバットを起訴できないとし、一九九二年二月にオクラホマ州刑事控訴裁判所はクラバットの事件を破棄した。この事件は連邦の裁判所に移送され、クラバットは再び死刑を宣告されるおそれなくなった。

クラバットは、一九八五年一〇月二三日に家族の土地で木を伐採する交渉を父に対して行っていたバーネットを射殺した。クラバットは心神喪失を理由に無罪を主張し、ベトナム戦争に合衆国の海兵隊員として四年間従軍し、帰還後の精神状態とその悪化についての証拠を公判廷に提出した。選抜されて派遣されるまで、高校、大学に通っていた普通の青年であったバーネットは、復員後は、抑鬱、幻想の高揚、精神病および妄想性の錯覚に苦しみ、アルコールと薬物に耽溺した。どこかから声が聞こえ、テレビが話しかけてくると言い張り、とんでもないときに大声で、あるいはクスクスと笑い、容易に攻撃的な行動に挑発され、首尾一貫した会話をすることもできなくなった。

ベトナムから復員後、失業していた息子と一緒に生活していた母親のエリー・クラバット (Erie Cavatt) は、彼が母親の首を締めようとし、父親に何度も乱暴をしたので、医療的な援助を求め、息子を六週間精神病院に入院させたと公判廷で証言した。裁判前に行われた精神医学的検査では、処置の必要がある程度に精神病が悪化していることが明らかにされた。それにもかかわらず陪審は、この殺人がとくに凶悪で、非人道的であり、社会にたえず脅威を与えるであろうとして死刑を宣告した。

オクラホマ州の死刑囚監房に収容されていた六年間に、クラバットの精神状況は悪化し、自身の身の回りのことまでできなくなり、舎房で髪の毛も洗わず、長い汚い爪のまま、裸で汚れたままで時を過ごしているといわれる。しばしば支離滅裂となり、自分がどこにいるのかも、そして死刑を言い渡されたことも判っていないようであると

いわれる。

(d) パトリック・クロイ (Patrick Croy) のケース (カリフォルニア州)

シャスタ・カルク (Shasta-Karuk) インディアンのパトリック・クロイと妹のノーマ・ジーン・クロイ (Norma Jean Croy) は、一九七八年に白人警官ジェシー・ジョー・ヒットソン (Jesse Joe Hittson) の謀殺で有罪を宣告された。ヒットソンは北カリフォルニアのシスキヨ (Siskiyou) 郡のエレカ (Yreka) で射殺されていた。

パトリックとノーマは、一九七九年の五月と六月に裁判に付された。ノーマは一九七九年八月に第三級謀殺で有罪となり、七年から終身の不定期刑を言い渡され、有罪を支持する証拠が不十分であるとの上訴も退けられ、有罪が上訴裁判所で支持された。

パトリックは、警察官の故意の殺人と、強盗の際の「故意の、意図的・計画的な」謀殺で起訴され、死刑を言い渡されたが、一九八五年一月三十一日にカリフォルニア州最高裁判所は、陪審が教唆と幫助に関する法律につき適切な説示を受けていなかったことを理由として有罪と死刑の判決を破棄した。しかし、シスキヨ郡地方検事事務所はパトリックの再審理でふたたび死刑を求刑することを決定した。

北カリフォルニアには特有の反インディアンの偏見があるとの証言が審理された後、「アメリカ・インディアンについての先入観から、被告人に反感を持つという可能性が……、証拠の提出の際に偏見というリスクを伴う」との決定により、裁判地が変更された。再審理はサンフランシスコ (San Francisco) 郡で一九八九年七月から一九九〇年五月まで行われ、パトリックの犯罪事実について無罪が言い渡された。

検察側の主張は、パトリックとノーマが警官の殺害に先立って、酒屋に押し込み、銃砲を盗むことを計画し、そ

の後、警官のヒットソンを故意に殺害しようというものであった。しかし、パトリックの再審理の際に初めて提出された証拠によって、陪審はヒットソンの殺害が故意で計画的であったという検察側の主張を退けた。再審理の際の弁護側の証言や証拠によれば、五人のインディアンが犯行当日の夜に鹿の猟を計画していて、そのために銃弾を探していた。全員がそのときアルコールを飲用していた。陪審はパトリックは警官を射殺するようなことをすれば自身の命が危なくなると固く信じており、また、警察が酒屋での最初の些細な出来事に過剰に、あるいは不当な暴力を行使したものであるという結論に達した。

弁護側がパトリックの再審理の際に提出した主張は、一九七八年七月一七日の早朝、インディアンと酒屋の店主との間で口論があったとするものであった。店主は警察に通報し、警察は、エレカの人里離れた郊外の、パトリック兄妹の祖母の所有する丸木小屋の近くまで車でインディアンたちを追跡した。続いて一五台のパトロールカーに乗った二七人の警官が、ショットガンとピストルの他にセミ・オートマチックの武器を使用して銃撃を行った。警官自身の証言によれば、警官は岡の上の「動くものは何でも」撃つたというものであった。パトリックとノーマ、その従兄弟のダレル・ジョーンズ (Darrell Jones) と他の二人は岡へ逃げる際にエレカ市警の警官に撃たれた。ノーマは背中を撃たれ、ジョーンズは鼠蹊部を撃たれた。パトリックは警官のヒットソンに背中と腕を撃たれたというものであった。このヒットソンがパトリック兄妹に射殺されたというのである。警官のヒットソンは射殺された時にはアルコールの影響下にあり、銃器を使用するような職務につけるものではなかったことが明らかになっている。パトリックは再審理の陪審に、丸木小屋の中にいた祖母と叔母の安否を確かめるために小屋に入ろうとしたとき、ヒットソンに警告なしに背後から二度撃たれたと話した。パトリックが警察に降伏する意思を知らせようとした後

にも、警官は彼にオートマチックの武器で射撃を行ったという証拠も提出された。

金が発見され、インディアンでない居住者や鉱夫がこの地域に侵入した一八〇〇年代中頃までさかのぼって、エレカでは白人とインディアンのコミュニティの間に人種的な緊張があったとの証言が再審理で認められた。弁護側の証人は、インディアンの頭蓋骨一つに五ドルを政府が支払うといったような、この地域でのインディアンを「絶滅させる」ために申し合わされたキャンペーンを証言した。一八四八年から六八年の間、約一二〇、〇〇〇人のインディアンが殺害された——今日でもエレカのインディアンのコミュニティで語り継がれている残虐行為——と云われる。

一九九〇年五月一日のパトリックの再審理の終結にあたり、陪審が彼に無罪を言い渡した後、エドワード・ストーン (Edward Stern) 判事は「本法廷で私が審理したノーマ・ジーン・クロイの事件でも、私はノーマ・ジーン・クロイは無罪であると確信する……。これが、この事件で証拠を審理した私の判断であり、私の意見であることを記録にとどめ明らかにしたい」と述べた。

銃撃の際にノーマが銃を使用した証拠はなかった。手や顔のガン・パウダーの痕跡は否定的な結論をしめた。第一審の証言によれば、彼女は警察から逃れ、岡に向かって走っている際に背中を撃たれたのである。降伏すればまた撃たれるかもしれないと思ひ降伏できなかったと語った。彼女は岡で兄に会わなかったし、寒くなってきて、そのうえ撃たれた傷の痛みで警察に逮捕されたいとまで思ったと語った。それにもかかわらず、彼女は兄を教唆・幫助したとして第一級謀殺で有罪を言い渡された。さらに二人の警官に対する謀殺未遂の二つの訴因と、暴行に関する四つの訴因、および強盗の訴因についても有罪とされた。ノーマは現在、刑務所に拘禁されており、新しい

審理の請願を一九九一年一月に提出した。

二 アメリカ・インディアンと連邦の死刑法

死刑が執行される刑事犯罪の大部分は、州法を犯す者で、そのため州の裁判所に起訴される。現在四五人いるインディアン⁽¹⁸⁾の死刑囚は、すべて州法により有罪を宣告された者である。連邦刑法は、連邦公務員、連邦の財物に対する犯罪、国家の安全に対する犯罪など連邦に管轄権がある犯罪に適用される。インディアン保留地は連邦の管轄である。

数多くの死刑条項が連邦の法典に残っているが、それらは *Furman v. Georgia* (一九七二年) で合衆国最高裁判所が要求した加重事由と軽減事由を評価する保障手続きを含んでいないので、違憲と考えられる。現在、合衆国最高裁判所の指針に一致する手続的保障を具備している連邦市民法の中の唯一の死刑条項は、一九八八年の反麻薬濫用法 (*Anti-Drug Abuse Act*) の改正法である。これは麻薬密売人が犯した、あるいはそれらが教唆した謀殺、および薬物に関連する法執行官の殺害に対し死刑を定めている。現在、この死刑条項により死刑を言い渡されたインディアンは一人もない。

最近、大幅な連邦の死刑立法を可決しようとする試み——とくに一九九一年の包括暴力犯罪統制法 (*Comprehensive Violent Crime Control Act*) で、五〇以上の第一級謀殺や他の殺人を含まない犯罪などの連邦犯罪に死刑を科すことができるように提案された⁽¹⁸⁾——が、議会の承認を得ることに失敗した。

このような法律が成立していれば、保留地で生じた犯罪で起訴されたインディアンは大きな影響を受けるであろう。連邦による死刑の訴追にいたる犯罪は、第一級謀殺である。一九八七年七月一日から一九八九年六月三〇日ま

での統計によれば、第一級謀殺の被告人の六四パーセントがアメリカ・インディアンであり、連邦量刑委員会の一九八八年の年報によれば、連邦の裁判所で殺人で刑を宣告された者の七七・八パーセントは、アメリカ・インディアンとアラスカ先住民であった。

ニューメキシコ州、アリゾナ州、ノースダコタ州、サウスダコタ州および若干の他の州では、州政府はインディアンおよびインディアン土地に刑事管轄を有していないので、これらの州の保留地で生じた重大な犯罪で起訴されたインディアンは、連邦の裁判所に刑事訴追される⁽¹⁹⁾。

ノースダコタ州、ミネソタ州、ウイスコンシン州およびカンザス州のようにインディアンの土地に裁判所が管轄を有するいくつかの州は、州法に死刑が規定されていない。したがって、もしさきの連邦死刑法案が制定されれば、インディアンでない者は州の他の場所（保留地でない）であれば謀殺でも死刑が適用されることはないが、これらの州のインディアンには死刑が適用されることになる。

ミネソタ州では、レッド・レイク (Red Lake) とボイス・フォルテ (Bois Forte) の居留地の二部族は連邦の管轄に服するが、その他すべての部族は州の管轄に属する。したがって、この二つの部族に属する者は州の他のインディアンがインディアンでない者と同様に死刑を適用されることがないにもかかわらず死刑に直面することがあるのである。ウイスコンシン州は、州法で死刑を規定していないがメノミニー (Menominee) インディアンは連邦の管轄に属し、他の部族は属しない。したがって同様な状況がここでも生じるのである。

第一級謀殺にのみ州の死刑を適用するニューメキシコ州のような州では、ニューメキシコ州民であれば死刑に服することがないような状況でも、インディアンには死刑が適用されることがあるのである。計画的な第一級謀殺は、

保留地のインディアンには連邦の死刑が適用されるが、州の裁判所に訴追された居留地外の住民が犯した犯罪には死刑は適用されないのである。

死刑廃止州のノースダコタ州のタートル・マウンテン・チペワ (Turtle Mountain Chippewa) 族の為に一九八九年九月に連邦上院司法委員会で証言したフェイス・レッセル (Faith Ressel) は、「インディアンの被告人に連邦法により死刑を科すことは、われわれの自治を侵害し、合理的な根拠に欠け、インディアンの被告人を不当に罰し、インディアンの土地で犯された犯罪になんらの抑止効果をもたらさない」とし、死刑は犯罪を抑止しないと論じて、レッセルは「アルコール濫用はわれわれの犯罪行為の最大の原因である。死刑でなくて、リハビリテーションと処置だけがアルコール中毒症に取り組み、われわれの社会を再び統一するのに役立つのである」と述べた。⁽²⁰⁾

一九九一年六月に、一九九一年合衆国犯罪法案 (Crime Bill, 1991) の議論の際に、連邦の上院は、死刑はその管轄地で犯された犯罪に適用されるかどうかを決定することをインディアン部族の自治政府に認める条項に賛成票を投じたが、この条項は「他の特別な利益団体」が刑事的制裁から自身を免責することを増進させるという根拠で反対された。

三 むすびに代えて

世界人権宣言は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位またはこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、すべて人は、生命、自由および身体の安全に対する権利を有するとした。第五条で「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取

扱若しくは刑罰を受けることはない」とし、第七条で「すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対して、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する」とし、第九条で「何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない」と規定した。

世界人権宣言に定められた基本的原則は、市民的及び政治的権利に関する国際規約と経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約の二つの規約でより詳細な法形式が与えられている。さらに一九八九年十二月一日に、「何人も、この選択議定書の締約国の管轄内にある者は、死刑を執行されない」(第一条)ものとした死刑廃止にむけての市民的および政治的権利に関する国際規約第二選択議定書、いわゆる死刑廃止条約が国連総会で採択され、一九九一年七月一日に一〇か国の批准を得て発効するにいたった。⁽²⁾

アメリカ合衆国は一九九二年六月八日に市民的及び政治的権利に関する国際規約を批准し、その条項を遵守するように法的に規制された。同規約は生命権、良心、表現および団結の自由の権利、恣意的な逮捕あるいは勾留から免れる権利、拷問および劣悪な処遇を免れる権利、公正な裁判を受ける権利などの多くの基本的権利を保護する。さらに、同規約第二七条は「種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」と定めている。

死刑は生命権を否定する刑罰であり、残酷かつ非人道的な刑罰であり、なんらの有益な刑罰目的に資せず、犯罪者の社会復帰という広く世界で認められた原則をも否定するものである。死刑は不可逆的な刑罰であり、いかなる

厳格な司法的保障をもってしても、無実の者に死刑を科すことを免れることができない。

アメリカ合衆国で実際に適用されている死刑は恣意的で、人種差別的でかつ不公正であるという多くの方面からの主張は、死刑は公平に適用され、最も凶悪な犯罪者のみに適用されるためのものであるということが満たされていないという証拠によっても裏書きされている。数々の証拠は、人種——とくに被害者の人種——が、死刑に処せられやすいということと重要な関係があることを示している。殺人の被害者の人種が判明している三七件のインディアン²²の被告人の事件のうち、三三件が白人の被害者であり、四件だけが少数民族の構成員の殺人に関係していたということでも明らかである。

アメリカ合衆国で死刑を言い渡されているすべてのインディアンの被告人は、州法によって有罪を言い渡されたものである。連邦政府は州の法執行に対して直接的な役割を有せず、州の法域におけるすべての法が最低限の国際的基準に合致することを保障する義務も有しないが、国際的に認められた人権基準の尊重を増進する責任は有している。連邦政府は、国内における経済的および社会的な剝奪のような人種差別的およびその他の有害な要素の影響を処理するべきである。

さらに、死刑は、連邦法で復活されるべきではない。これは、国際的には、死刑の究極的な廃止を目指し、死刑の適用を漸次制限することを諸国の政府に勧める国際人権基準に反することであり、国内的には、第一級謀殺に対する広範囲な連邦の死刑法が、インディアンの保留地で犯した謀殺で有罪を宣告されたインディアンに不当な影響を与えていることから当然の要求であろうとおもわれる。

(一) 樋口陽一・吉田善明編『解説 世界憲法集』六三頁以下(三省堂、一九八八年)。

- (2) ジュリアン・パーガー(真実・美・辻野功他訳)『世界の先住民族』一二頁(明石書店、一九九二年)。
- (3) 富田虎男『アメリカ・インディアン』の歴史「改訂」三六頁(雄山閣、一九九二年)。
- (4) 富田・前掲注(三)五頁
- (5) American Indian Policy Review Commission, *Final Report*, pp.3, Washington DC, Govt. Printing Office, 1977.
- (6) “Fraud in Indian Country,” *Arizona Republic*, 4-10 October 1977, composite reprint.
- (7) 一七八七年の北西部条令は、オハイオ川、ミシシッピ川、五大湖に囲まれた合衆国の公有地を三ないし五地域に分け、最初は連合会議任命の知事が統治し、自由な成人男子が五、〇〇〇人になると準州議會を設置し、住民が六万人になると独立邦として連邦に加盟できると規定した。さらに、この地域での奴隷制を禁止し、西部の住民に東部と同等の権利を保障し、その後の公有地政策の枠組みを設定した。
- (8) *New Mexico v. Mesquero Apache Tribes*, 462 US 324 (1983).
- (9) *US v. Sioux Nation of Indians*, 448 US 371 (1980), *Oglala Sioux Tribe of Pine Ridge Indian Reservation v. US*, 862 F.2d 275 (8th Cir.), cert. denied, 109 S.Ct. 2087 (1989).
- (10) 一九六八年のインディアン市民権法によれば、部族裁判所が刑事事件につき科すことができる刑罰は、六か月の拘禁あるいは罰金五〇〇ドルに制限されている。
- (11) “Fraud in Indian Country,” *Arizona Republic*, 8 October 1987.
- (12) *US v. Antelope*, 430 US 461 (1977).
- (13) 全収容者数に対するアメリカ・インディアン、アラスカ先住民および太平洋諸島先住民の拘禁率(一九八八年)
- (14) *O’Lone v. Estate of Shabazz*, 482 US 342 (1987).
- (15) アメリカ・インディアン、の宗教行事の重要な部分を形成する古代の齋沐および清浄儀式。この儀式は、曲がった柳の枝で作られ、カンバスの防水シートかバッファローの皮で覆われた小さな丸い囲いの中で行われる。熱せられた石が中央

の小さな穴の中に置かれ、礼拝者は囲いの中に集まって、共に瞑想し、歌い、祈るのである。

- (16) Amnesty International, *United States of America, Human rights and American Indians*, (AI Index : AMR 51/23/92), (1992). なお、アメリカの最近の死刑状況に関しては、辻本義男「アメリカ合衆国の死刑状況(1)(2)(3)」中央学院大学法学論叢五巻二号、六巻一号(一九九二年)、六巻二号(一九九三年)参照。
- (17) *People v. Joseph Carlos Poggi*, 45 Cal. 3d 306 (May 1988) at 349.
- (18) 一九九一年の立法の詳細については、辻本義男「アメリカ合衆国の死刑状況(3)」中央学院大学法学論叢六巻二号四二頁以下(一九九三年)。
- (19) Major Crimes Act (重犯罪法)への訴追される。18 USC Section 1153.
- (21) Testimony of Tova Indritz, Federal Public Defender for the District of New Mexico, before the U.S. House of Representatives Subcommittee on Crime, 23 May 1990. 前掲注(16)一八頁に於ける。
- (21) 世界的視点から見た死刑問題については、辻本義男「死刑制度に関する国際的動向」中央学院大学総合科学研究所紀要六巻二号(一九八九年)、同「死刑廃止にむけての市民的および政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書の成立とその意義」中央学院大学総合科学研究所紀要七巻二号(一九九〇年)参照。
- (22) 辻本義男「アメリカにおける人種差別と死刑」中央学院大学法学論叢二巻一号(一九八九年)参照。

(付記) 本稿は、漢陽大学校法大教授、韓国刑法学会会長車鏞碩博士の還暦記念祝賀献呈論文に加筆したものである。

州	州のイン ディアン の人口	全州人口 中の割合 (%)	1988年12月 31日現在の 全収容人員	インディ アンの収 容人員	全収容人員中の インディアンの 収容者率 (%)
アラスカ	179,603	16.0	2,588	849	32.8
アリゾナ	153,463	5.6	12,095	440	3.6
カリフォルニア	224,455	0.9	76,171	報告なし	0.5と推定
コロラド	18,929	0.6	5,765	74	1.2
コネチカット	4,710	0.1	8,005	15	0.2
ハワイ	118,268	12.3	2,300	1,301	56.6
アイダホ	10,839	1.1	1,581	57	3.6
イリノイ	17,346	0.2	21,081	35	0.2
アイオワ	5,637	0.2	3,034	51	1.6
カンザス	15,751	6.0	5,817	95	1.6
メイン	4,145	0.4	1,277	5	0.4
マサチューセッツ	8,117	0.1	6,757	32	0.8
ミシガン	40,849	0.4	27,612	116	0.4
ミネソタ	2,187	0.9	2,799	219	7.8
ミシシッピ	6,510	0.2	7,384	17	0.2
モンタナ	37,405	4.8	1,272	247	19.4
ネブラスカ	9,355	0.6	2,156	69	3.2
ネバダ	13,917	1.7	4,881	103	2.1
ニューメキシコ	106,336	8.2	2,825	87	3.0
ニューヨーク	41,148	0.2	44,560	196	0.4
ノースカロライナ	65,491	1.1	17,078	439	2.6
ノースダコタ	20,204	3.1	466	77	16.5
オクラホマ	169,974	5.6	10,448	627	6.0
オレゴン	28,802	1.1	5,991	152	2.5
ペンシルバニア	10,291	0.1	17,900	26	0.1
ロードアイランド	2,969	0.3	1,906	11	0.5
サウスダコタ	45,013	6.5	1,020	256	25.0
ユタ	20,100	1.4	1,969	50	2.5
ワシントン	63,780	1.5	5,816	284	4.8
ウエストバージニア	1,684	0.1	1,455	2	0.1
ウイコンシン	29,882	0.6	6,353	149	2.3
ワイオミング	7,196	1.5	945	52	5.3
連邦	—	—	19,928	1,265	2.5

資料：US Department of Justice, *Correctional Populations in the United States*, 1988.

アメリカ・インディアンの収容人員が0.1パーセント以上の州のみ。

31 アメリカ・インディアンと死刑

1992年6月現在のアメリカ合衆国におけるアメリカ・インディアンの死刑囚
アリゾナ州：102人中3人

氏名	判決日	被害者の人種	コメント
Darrick GERLAUGH	1981年2月11日	白人男性	犯行時19歳 2人の共犯者は死刑を宣告されず
Sean RUNNING EAGLE		白人	
Eldon SCHURZ	1990年9月21日	アメリカ・インディアン男性	犯行時26歳 薬物常用 アルコール中毒 街頭での喧嘩の後、友人を謀殺 アメリカ・インディアンの共犯者は裁判でSchurzに対する証言と引きかえにプロベーションに付された

カンザス州：33人中1人

Daniel REMETA	1986年9月	白人男性	フロリダ州でも死刑宣告 精神病と診断 少年期に虐待を受けたと申立て
------------------	---------	------	---

カリフォルニア州：331人中13人

Clarence Ray ALLEN (チェロキー族)	1982年11月22日	ヒスパニック男性1人と白人男性2人	1980年9月5日犯行 犯行時52歳 共犯者も死刑を宣告される
Pedro ARIAS	1990年2月22日	白人男性1人	犯行時24歳 1987年5月23日犯行
Ferbando CARO (アパッチ族)	1982年1月5日	白人男性1人 白人女性1人	犯行時32歳 1980年8月20日犯行
Dean CARTER (エスキモー族)	1990年1月30日 1991年9月9日	白人女性3人 白人女性1人	犯行時29歳
Ronald DEERE (スー族)	1982年11月9日 (判決破棄) 1986年7月28日	白人女性2人 白人男性1人	最初の死刑は、弁護側が軽減証拠を提出しなかったのが破棄された (Deere の要

			請による) 2 回目の死刑裁判で行われた、Deere が麻薬常用でアルコール中毒であるとする証言があった 犯行時抑鬱状態 有罪の答弁 量刑段階の陪審を放棄し、死刑を求める
Raymond GURULE	1990年12月19日	白人男性 1 人	犯行時24歳 1982年 5 月16日犯行 犯行は 4 年間未解決であった
Martin KIPP (ブラックフット族)	1987年 9 月18日 1989年 2 月24日	黒人男性 1 人 白人女性 1 人	死刑判決が 2
Kenneth LANG (スー族)	1984年12月 5 日	白人男性 1 人	犯行時24歳 1983年 8 月18日犯行
Joseph POGGI (パナボゴ族)	1982年11月12日	白人女性 1 人	幼年時の事故による重大な、不可逆性の脳障害 精神病の長い病歴 慢性の精神分裂病 精神薄弱 犯行直前に精神病院を退院
Alejandro RUIZ (チュマシュ族)	1980年 2 月21日	ヒスパニックの女性 2 人 ヒスパニックの男性 1 人	1975年と1978年に犯行
N.I.SEQUOYAH/ Billy Ray WALDEN (チェロキー族)	1992年 2 月28日	白人女性 2 人 白人男性 1 人	1985年12月 7 日と1985年12月20日に犯行
Douglas STANKEWITZ (モノ族)	1978年10月12日 (取消) 1983年11月18日	白人女性 1 人	犯行時19歳 1978年 2 月 8 日犯行 低い知能指数 少年期に殴打され、遺棄され、里子施設にいた

33 アメリカ・インディアンと死刑

Larry WEBSTER	1983年6月9日	白人男性1人	ベトナム戦争帰還者 2年間従軍して人格が変わる
------------------	-----------	--------	----------------------------

デラウェア州：6人のうち1人

James Allen RED DOG			
------------------------	--	--	--

フロリダ州：319人のうち1人

Daniel REMETA	1986年6月3日	白人男性1人	アークソー州でも死刑宣告 児童虐待の生育史・精神病 の病歴 薬物・アルコール依存
------------------	-----------	--------	---

ミズリー州：82人のうち1人

Emmett NAVE			
-------------	--	--	--

モンタナ州：82人うち2人

Kaster KILLS ON TOP		2人は同一の 白人男性1人	白人優位地区に裁判管轄を変 更後全員白人の陪審による
Vern KILLS ON TOP		を殺害し有罪 の宣告	白人優位地区に裁判管轄を変 更後全員白人の陪審による

ネブラスカ州：12人のうち1人

Randolph REEVES			
--------------------	--	--	--

ノースカロライナ州：100人のうち5人

Elwell BARNES	1985年12月20日 (Henry Hunt とともに)	白人男性1人 黒人男性1人	知能指数68 文盲 1991年の再量刑のためにノ ースカロライナ州最高裁に より再勾留
Jerry Ray CUMMING	1987年7月10日	白人男性1人	アルコール中毒 文盲

			1991年の再量刑のためにノースカロライナ州最高裁により再勾留
Henry Lee HUNT (ランビー族)	1987年7月10日 (Elwell Barnes とともに)	白人男性1人 黒人男性1人	訴訟で弁護側は軽減証拠を提出せず 1992年の再量刑のためにノースカロライナ州最高裁により再勾留
William H. PORTER	1986年12月9日	アメリカ・インディアン の女性1人	犯行時61歳 知能指数71 検察官は10人のインディアンの陪審員候補者を忌避 1990年5月再量刑のため再勾留
James Earl WILLIS (ランビー族)	1987年11月2日	白人男性1人	犯行時19歳 低い知能指数 3人の白人の共犯は拘禁刑に処せられた後釈放

オハイオ州：118人のうち2人

Alfred MORALES			
Billy SLAGEL			

オクラホマ州：120人のうち12人

Garry Thomas ALLEN			死刑判決破棄 再量刑審理を待っている
John Walter CASTRO	1984年5月3日 1985年4月1日	白人女性2人	極貧のうちに生育 死刑判決2
Jerald Wayne HARJO (セミノール/クリーク族)	1988年9月	白人女性1人	低い知能指数 犯行時24歳 アルコール中毒の家族史 重罪の前科なし
Terrance A. JAMES	1984年1月5日 (Sammy Van Woudenberg とともに)	男性(刑務所収容者)	有罪言い渡し後の救済を州は拒否

35 アメリカ・インディアンと死刑

Barney MARSHALL (クリーク族)	1991年5月17日	アメリカ・インディアン の 女性1人	少年期に身体的虐待と遺棄 低い知能指数 犯行時21歳
Howard MARQUEZ (アパッチ/ヤキ族)	1988年5月23日	白人男性1人 白人女性1人	直接上訴で事件は係属中
James Glenn ROBEDEAUX	1986年7月7日		直接上訴で事件は係属中
Maximo SALAZAR	1988年6月30日	白人女性1人	知能指数65-81 少年期に遺棄、殴打
Thomas Benjamin TIGER (クリーク族)		白人女性1人	アルコール常用で除隊 直接上訴で事件は係属中
Sammy Van WOUDENBERG (セミノール族)	1984年1月5日 (Terrance Jamesとともに)	男性1人 (刑務所の収 容者)	低い知能指数 貧困 暴力的な家庭環境 母親が懐胎中にアルコール 飲用 胎児期アルコール症候群の 可能性
Forrest Kinzer WADE (チョクトー族)	再量刑待ち	アメリカ・イン ディアン の 男性1人 白人男性1人	極貧 暴力的な家庭環境 父親がアルコール中毒 1986年7月5日犯行 再量刑待ち
Stephen Vann WHITE (クリーク・ユート族)	1989年6月2日	白人女性1人	精神病、溶剤およびアルコ ール依存の長い生活史 暴力的な家庭環境 遺棄 精神分裂病

テネシー州：104人のうち2人

Donald STROUTH			
Michael HOWELL			

テキサス州：356人のうち少なくとも1人

Danny Dean THOMAS			
----------------------	--	--	--

資料：Amnesty International, *United States of America, Human rights and American Indians*, pp.39-43. (1992).